

**宇部市地方創生推進協議会設置要綱****(目的)**

第1条 まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき、宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進に関する必要な協議を実施するにあたり、民間事業者や教育機関、市民団体等からの幅広い意見を反映するため、宇部市地方創生推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

**(所掌事務)**

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく総合戦略の策定に関すること
- (2) 総合戦略の推進に関すること

**(組織)**

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

**(会長及び副会長)**

第4条 会長及び副会長は、次条第1項の規定に基づき、委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合、副会長が複数いるときは、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代理する。

**(協議会の委員)**

第5条 委員は、別表に掲げる者（法人又は団体にあつては、当該法人又は団体の長が指定する者）をもって充てる。

**(委員の任期)**

第6条 委員の任期は、2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期とする。

2 委員は、再任されることができる。

**(会議)**

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

- 4 会議の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として一般に公開する。但し、会長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第8条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、宇部市総合政策部政策企画課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月2日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

分類	所属
産（産業界）	宇部商工会議所
	くすのき商工会
	山口宇部農業協同組合
	宇部市漁業組合連合会
	（一社）宇部観光コンベンション協会
	宇部市医師会
官（行政機関）	山口県宇部県民局
学（教育機関）	山口大学医学部
	山口大学工学部
	宇部フロンティア大学
	宇部工業高等専門学校
金（金融機関）	(株)山口銀行
	(株)西京銀行
	西中国信用金庫
労（労働関係）	連合山口 西部地域協議会 宇部地区会議
言（報道機関）	(株)みなと山口合同新聞社（山口新聞）
	(株)宇部日報社
市民	宇部市自治会連合会
	宇部市障害者ケア協議会
	（一社）宇部青年会議所
	宇部商工会議所青年部
	若き経営者の会
	宇部未来会議
	NPO 法人うべ子ども21
	なないろキッズ